

- 
- 種別 : 個人
  - 所属等 : 公認会計士
  - 氏名 : 石川 誠
- 

企業会計基準委員会公開草案コメント受付係殿

お疲れ様です。

収益認識に関する会計基準(案)などのコメントは以下の通りです。

1、履行義務が一定時点で充足される場合の収益認識につき、代替的な取扱いが「収益認識に関する会計基準の適用指針(案)第97項、151項」で定められ、「出荷基準等」での認識が、国内取引で出荷及び配送で合理的な日数であればの条件付きで認められています。

しかしながら、履行義務が一定期間にわたって充足される場合の収益認識につき、輸送サービス業では、現状一つの計上基準である「積み込み完了基準」は認められた形にはなっていません。輸送業でも同様に、「国内取引で配送が合理的な日数」で配送が完了する業態があります。重要性で、前者の一定時点の履行義務充足の場合は、条件付で出荷基準が認められるのに対して、履行義務が一定期間にわたって充足される輸送サービス業についても同様な条件:「国内取引で配送が合理的な日数」であれば、「積み込み基準」も代替的な取扱いとして認めないのは、片手落ちだと思います。

重要性で、船舶による運送サービスの取扱い(収益認識に関する会計基準の適用指針第96項、150項)以外にも、条項を設けて、「トラック等の運送サービス」に対して、代替的な取扱いとして「積み込み基準等」を掲げて認めてほしいところです。理由は、履行義務の一定時点での出荷基準(着荷基準などより前倒し計上)と履行義務の一定期間にわたって充足されるの輸送業務の国内物流業の積み込み基準(輸送到着完了基準よりも前倒し)には、本質的な差は見られないと考えるからです。

しかし、条項を設けて独立した形での代替的な取扱いは認められないのであれば、履行義務が一定時点で充足される場合の収益認識と履行義務が一定期間にわたって充足される場合の収益認識につき、本質的な差を示した内容で、「Q&A形式」のようなもので納得できるような解説がほしいところです。

もし、個々の企業の重要性の判断にて、収益認識に関する会計基準の適用指針(案)第92項146項から代替的な取扱いの解釈もありうるなら、「Q&A形式」のようなもので解説がほしいです。

2、履行義務が一定期間にわたって充足される場合について、収益認識に関する会計基準

(案)第35項(1)、(2)、(3)にて、その要件を定めています。

これらに該当する業態につき、代替的な取扱いが収益認識に関する会計基準の適用指針(案)第94項、95項、96項、148項、149項、150項にて明示されています。これらを見ますと、主として本会計基準(案)の第35項(2)(3)に該当する業種：工事契約、受注制作のソフトウェアや当該会計基準(案)第35項(1)の一部に該当する業種の船舶による運送サービス業にふられており、ふれられた該当業種にはよいのですが、これらが限定例示でないなら、「Q&A形式」のようなもので類似の業種にも適用される旨の解説がほしいです。

3、収益認識に関する会計基準(案)で定義されている変動対価には該当はしませんが、例えば建値(例：100)を保持するため、販売協力金の意味合いで、建値の例えば3%を卸販売業に販促代とし後日支払うとともに最終小売業(スーパー)には5%戻す約束の販売形態の場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」の：設例には示されていませんが、本適用指針設例11の「返品付きの販売」と類似な仕訳が予想されてきます。

販売時：(借) 売掛金 100 (貸) 売上 95  
(貸) 契約負債か返金負債 5

後日顧客へ戻しの払い分：(借) 契約負債または返金負債 5 (貸) CASH 5

のような、両建ての仕訳が発生します。このような事例も設例で示していただくか、あるいは、「Q&A形式」のようなもので解説がほしいところです。

4、収益認識に関する会計基準(案)が発表されたわけですが、その企業側からの収益認識のみではなく、顧客サイドは仕入し計上する立場でもあり、企業側・顧客側は裏表の関係で、契約からの履行義務は、顧客側の仕入の方の認識はどのように考えたらよいでしょうかという、問題提起です。

収益認識に関する会計基準(案)から、企業側からの収益認識のための包括的な会計基準が示され、企業側がどのような収益計上するかは、仕入側の顧客も、原則影響し、斟酌しなければならないのではないかと考えてよいか、その見解、あるいは、斟酌する必要はないという見解なのかを示していただきたいです。

つまり売上に対応して、仕入または経費または固定資産等のどのような科目の計上はさておいて、契約・履行義務の識別や取引価格の算定・取引価格の配分、履行義務が一定時点・一定期間にわたる充足なのかの考えは、仕入側の顧客サイドも影響され、会計処理の計上には斟酌しなければならないのではないかと考えています。

したがって、これらの問題てきにつき、どのように考えるべきなのかを、「Q&A形式」のようなもので解説がほしいところです。

5、収益認識に関する会計基準(案)第93項から、連結財務諸表だけではなく個別財務諸表

にも適用範囲が示され、基本的な考えが示されています。

これらの文中には「第93項(3):\*\*\*中小規模の上場会社や連結子会社をふくむさまざま企業に影響を及ぼすため\*\*\*」「第93項(4)②\*\*\*中小規模の上場会社や連結子会社等における負担\*\*\*」とした表現から「様々な企業」や「等」にて非上場会社も対象となると推測されます。

連結財務諸表(個別財務指標)を作成する上場会社だけでなく非上場会社も対象だということをもっと明示した表現に記載できないでしょうか。

もし、条項の中の文中で表現できないのなら、「Q&A形式」のようなもので解説がほしいです。

6、前述の5と同様な意見ですが、収益認識に関する会計基準(案)第91項から「開発にあたっての基本方針」をみていますと、中小規模の上場会社の導入コストや負担軽減などのため「代替的な取扱い」を定めたような誤解を生じやすいので、大小規模規模問わず、代替的な取扱いは採用できるとか、つまり中小規模にかかわらず代替的な取扱いを採用することができる旨の「Q&A形式」のようなものでの解説がほしいです。

以上です。